

交	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			
(令和12年3月31日まで有効)			

交 規 第 1 0 4 9 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

キッズゾーン創設に伴う交通安全の確保について

キッズゾーンにおける交通安全対策については、「キッズゾーン創設に伴う交通安全の確保について」（令和元年12月13日付け交規第468号。以下「旧通達」という。）に基づき進められてきたところであるが、引き続き、下記のとおり推進されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 キッズゾーンの設定

キッズゾーンは保育所、地域型保育事業所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、児童発達支援（医療型を含む。）事業所（以下「保育所等」という。）が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲500メートルを目安として市町村保育担当部局が設定することとなっている。

市町村保育担当部局が、管轄内の保育所等の周囲にキッズゾーンを設定するにあたっては、対象の保育所等、道路管理者、都道府県警察等と協議をすることとなっていることから、設定に協力するとともに、園児の交通安全を確保する上で必要な意見を申し入れること。

2 キッズゾーン内における対策等

(1) 必要な交通規制の検討

ア キッズゾーン内における生活道路では、スクールゾーンと同様に一方通行、大型通行禁止、一時停止等の交通規制を検討するとともに、路側帯の設置等を強化すること。

なお、園外活動の日時が通学路の登下校のように明確に決まっている場合は、必要により歩行者用道路の実施について検討すること。

イ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の対策として、ゾーン30の整備等の面的な対策を含めて必要な交通安全施設等の整備等を推進していくことから、緊急安全点検の結果も踏まえ、キッズゾーンにおけるゾーン30の整備を検討すること。

(2) 交通安全施設等の整備

市町村等が整備するキッズゾーンの路面表示等に合わせ、道路標識・標示の高輝度化等、交通安全施設等の整備を行うとともに、園外活動で横断する信号機の歩車分離化や横断秒数等の見直しを検討すること。

(3) 重点的な交通指導取締り

運転手に対し、園児の保護に資する指導を重点的に行い、悪質・危険な違反行為については、適切に検挙措置をとること。

また、交通実態に即して可搬式速度違反自動取締装置を活用し、速度取締りを実施すること。

なお、キッズゾーン内の違反駐車は、園児の安全に支障を来たす原因の一つとなるため、違反駐車対策も実施すること。

(4) 交通安全教育の実施

園児が交通ルールや交通マナー等、安全に道路を通行するために必要な知識・技能を習得できるよう、保育所等、保護者、交通ボランティア等と連携し、交通安全教育を推進すること。

3 推進上の留意事項

(1) 関係機関・団体との連携

保育所等における園児の交通安全を確保する取組については、関係機関・団体と連携の上、必要な助言、協力を行うこと。

(2) 広報活動の強化

ホームページや各種広報紙等を活用し、キッズゾーンの趣旨及び設定箇所等の周知に協力すること。

(3) 効果的な街頭活動の実施

交通指導取締り等の街頭活動は、園児の安全確保のため園外活動時間帯に合わせて実施するよう配慮すること。

【本件担当】

交通規制課規制第一係